

南砺市農業委員会第20回総会会議録

- 1.招集日時 平成28年 2月 5日
- 2.開会時刻 平成28年 3月 4日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 平成28年 3月 4日 午後4時00分
- 4.場 所 城端庁舎 会議室
- 5.委員定数 28名
- 6.出席委員 27名 欠席委員1名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	百島 和博	出	15	杉森 桂子	出
2	齊田 一除	出	16	瀧 由記男	出
3	浅野 清治	出	17	片山 昌作	出
4	上田 憲仁	欠	18	藤永 隆夫	出
5	福田 孝洋	出	19	松平 勝	出
6	荒木 健二	出	20	齊藤 十明	出
7	前川 十一	出	21	澁谷 均	出
8	梅本 兵造	出	22	杉本 文代	出
9	池田 又次郎	出	23	木下 春一	出
10	石尾 武雄	出	24	小橋 昭夫	出
11	山本 清	出	25	中川 寿	出
12	山本 敏	出	26	松本 篤治	出
13	大谷 與一	出	27	池田 喜昭	出
14	雨野 敬三	出	28	庵 昭義	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第81号 農地法第3条の規定による許可の取消し願
について

議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請承認につ
いて

- 議案第 83 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について
- 議案第 84 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について
- 議案第 85 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 86 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 協議第 15 号 農業振興地域内の農用地区域内における砂利採取の同意について
- 協議第 16 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について
- 協議第 17 号 平成 28 年度南砺市農作業標準料金について
- 協議第 18 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積について
- 報告第 29 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 久保 明子

9.会議の概要

事務局 本日、4 上田委員より欠席の旨の通知がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 28 名中 27 名で、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、総会が成立することをここにお知らせします。

それでは、ただ今より第 20 回総会を開会いたします。まず、はじめに会長より挨拶をお願いいたします。

会長 年度の最後の月となり、なにかと忙しい時期で慌ただしく過ぎていきますが、農業委員の仕事について現場での活動について御協力をお願いしたいと思います。

それでは本日、出ております案件につきましてこれから順次進めてまいりますので的確なご判断をいただきたいと思ひます。

議長 それでは只今より委員会を進めていきます。

(会長) これより議事に入りたいと思ひます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。
14 番雨野敬三委員、15 番杉森桂子委員お願いいたします。

議長

それでは、議案第 81 号「農地法第 3 条の規定による許可の取消し願について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

(取消し願について説明)

事務局

＝議案第 81 号について議案書をもとに朗読・説明＝

平成 26 年 5 月 1 日付けで許可を受けましたが、その後今日まで所有権移転登記は未了の状態です。譲受人は耕作の意志はなくこの度申請地を利用権設定することにしたため、許可の取消しを願いだしたものです。

何か質疑ありますか。

議長

(異議なし)

議案第 81 号は原案どおり議決させていただきます。

議長

次に、議案第 82 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。(3 条について説明)

議長

＝議案第 82 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は 5 件の申請がありました。面積は田 8,338.00 m²、畑 9,515.00 m² 計 17,853.00 m²です。今回はすべて所有権の移転に関するものです。

受付番号 1 番から 3 番は、譲渡人は県外に居住しており、耕作及び管理ができないことから、申請地近くに住む地元の方々に譲り渡すものです。

受付番号 4 番、5 番は、所有者が亡くなっており法定相続人もいないことから相続財産管理人より申請の出たものです。譲受人は市外に住所がありますが、今回の譲渡人の宅地も購

入し現在リファーム中です。完成後は拠点を移す予定です。この申請地のある地区は過疎高齢化が著しい限界集落地域で農地の耕作状態も衰退しており、地域活性に一役担いたいとの思いから、有志を集い当地区の荒廃農地を再生し活用していくため農地を購入し地元の方々の協力を得て耕作するものです。

これらの案件につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

議長 受付番号4番、5番について、地区担当の中川委員から何かコメントをお願いします。

中川委員 当地域に古くからある麻織りの産業を復活させたいとの考えがあり、織機も調達しています。農地を取得し原料の栽培を始めたいというものです。取得農地面積としては大きい訳ですが、譲渡人からは一括譲渡にのみに応じるとの条件も提示されています。地元の方々の協力の同意も得られている様ですし止むを得ないと思います。

議長 何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第82号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に、議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 =議案第83号について議案書をもとに朗読・説明=

今回は全部で1件の申請がありました。面積は田 35.00 m²、畑 66.00 m²、計 101.00 m²です。

物置及び資材置場 1件 田1筆 畑1筆 101 m²

受付番号1番は、申請地は蚕畑の作業小屋として使用していましたが、土砂崩れ防止のための植林が進み蚕畑も山林化

したことから、作業小屋を物置及び資材置場として改修し今日まで使用しているもので、地目を調べたところ農地であることが判明したことからいわゆる無断転用の是正をするものです。

農地区分は、低生産性小集団農地ということで 2 種農地と判断され許可基準の代替可能性なしと考えられます。

議長

何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長

議案第 83 号は原案どおり議決させていただきます。

議長

次に、議案第 84 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について」を議題とします。また、関連がありますので協議第 15 号「農業振興地域内の農用地区域内における砂利採取の同意について」も同時に議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局

＝協議第 15 号について説明＝

砂利採取のため一時転用するものです。深さ 10m まで掘削し 102,756 m³を砂利採取するもので、採取後は良質の土砂で埋め戻し現状に復旧することになっています。期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとなっております。

議長

何か質疑ありますか。

木下委員

位置図を見ると、住宅地に近いが、騒音等の対策はできているのか。

事務局

申請にあたり、地区の区長、隣接耕作者、土地改良区など説明のうえ、同意を得ているため、問題ないと考えます。

議長

議案に戻ります。

事務局

＝議案第 84 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は全部で2件の申請がありました。面積は田 17,601.00 m²、畑 0.00 m²、計 17,601.00 m²です。

店舗敷地	1件	田3筆	1,306 m ²
砂利採取	1件	田8筆	16,295 m ²

受付番号1番は、新店舗の出店をするものです。幹線道路に隣接し市街地に近いことから、この申請地を選定されました。農地区分は、都市計画法上の用途地域（準住居）であることから3種農地と判断されます。

受付番号2番は、協議第15号で説明したとおりです。

何か質疑ありますか。

議長

（異議なし）

協議第15号、議案第84号は原案どおり議決させていただきます。

議長

次に、議案第85号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をします。

議長

今回は設定が240件、738筆の申請があがっています。面積は、田 1299,799.57 m²、畑 9,093.00 m²、計 1308,892.57 m²です。

事務局

＝議案第85号について議案書をもとに内容説明＝

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

新規が増えている理由をもう少し詳しく説明して下さい。

会長

営農組合の法人化が進んでいます。経営安定対策の対象を十分受けられる事、市としても30年ぐらいまでの法人化の方針を示さなければいけない事など経営対策強化を進めているものと考えます。

事務局

議長

何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長

議案第 85 号は原案どおり議決させていただきます。

議長

次に議案第 86 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をします。

事務局

＝議案第 86 号について議案書をもとに朗読・説明＝

納税猶予の特例適用農地は、4 筆 田 5,000 m²となっています。特例適用農地はすべて農地として利用されており、願出者が耕作しています。

議長

何かご質疑ありませんか。

(異議なし)

議長

議案第 86 号は原案どおり議決させていただきたいと思います。

議長

次に協議事項に入ります。

議長

協議第 16 号「農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

＝協議第 16 号について議案書をもとに朗読・説明＝

受付番号 1 番は、申請人は、干し柿生産を業としており、現在、年間 6 万個を出荷しておりますが、生産数の増加（約 6 万 6 千個）を見込んでおり、現在の施設では手狭となり、干し柿乾燥場及び資材置き場が必要となったものであります。農地区分は、一種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番は、既存住宅には私供夫婦、長男夫婦、次男、三男が同居していますが、三男が年末に結婚するにあたり、同居することは不可能であり、付近には空き家もない為に申請地に住宅を新築するものです。農地区分は、1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 3 番は、譲受人は、昨年 8 月結婚したが、祖母、父母、弟、妹の 7 人家族であり、今年には子供も生まれる予定で、子供が生まれると学生の妹等勉強に都合が悪く別居したい。しかし親の近くで協力しながら生活したい。農地区分は、申請にかかる農地からおおむね 500m 以内に 2 以上の公共施設又は公益的施設が存在することから 3 種農地と判断されます。

受付番号 4 番は、申請人は、譲受人と他 3 名の共同で、現在宅地跡地にて畑耕作を行うにあたり、隣の畑地を駐車場並びに農機具置き場に資材を保管する場所が必要なことから申請をするもので、農地区分は、許可基準 2 種で低生産性小集団農地と判断され、適合するものと考えられます。

受付番号 5 番は、申請地において、住宅型有料老人ホームを建設し建物を運営会社へ賃貸し、地域福祉の向上に寄与したいと計画したものです。農地区分は、1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号 6 番は、申請人は現在夫婦で市外のアパートを借りています。今般住宅を新築することになり、土地を探していました。申請地は環境も大変良いことや、今後も仕事を続けていく予定で子供が生まれた際には実家と行き来することも多々あること等から大変利便性も良いことから選定したものです。農地区分は、1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号 7 番は、譲受人は現在両親と共に父親が所有する既存住宅で住まいをしていますが、将来的には長男家族がこの住居に同居する予定もあり、今般自己所有住宅の新築を計画したものです。現在大工業を営んでおり、自宅から 1 キロ程離れた場所に作業場を構え大工作業を行っていますが、自宅から作業場が離れていることで重要な資材や道具を保管しておくことに大変不安を感じていたことから、防犯等の徹底した管理を行いたいと考え、住宅一階に軽作業や大切な防具、資材等の保管できるスペースを設ける計画です。

農地区分は、許可基準 2 種で市街化傾向区域と判断されま

す。

受付番号 8 番は、住宅部分は昭和 43 年区画整理が行われた後、旧住宅北側に新しい水回りスペースを増築しました。その後昭和 51 年に現在の住宅を新築することになり、この増築部分はまだ十分使用出来たので物置として新築住宅に接続する形でそのまま残しました。この頃農作業用機械が大型化し、住宅と農舎の間に野外農作業スペースや大型農用機械の旋回スペースが必要になったことから、やむを得ず一部住宅が農地部分にはみ出す形で新築したものです。車庫部分は進入路が狭く農作業時は住宅前への自家用車の乗り入れができないことや、冬季には自家用車での出入りや駐車が全くできないことから、昭和 62 年に自家用車やバイクを保管する車庫を現在の場所に新築したものです。納屋部分は平成 10 年頃農舎内が狭くなったことから、大型農用機械を収納する農舎を増築しました。その際安全に収納出来るスペースを確保するため、一部農地にはみ出す形となったもの。農地区分は、許可基準 2 種で低生産性小集団農地と判断され、適合するものと考えられます。

編入については今回 6 件の申請がありました。

すべて、多面的機能支払制度の対象農地であり、生産性と営農効率の維持向上を図っていくため、農振農用地区域へ編入するものであります。

何かご質疑ありますか。

議長

福田委員

今回の編入のように、市全体にこの様な除外済となっているところは多いか。

事務局

当時目的により除外されていたものと考えますが、計画段階で道路沿いなどを一律除外したこともあるようです。

前川委員

受付番号 5 番の様に面積の大きいものは、この段階で地元の見解を聞くべきではないか

事務局

申請段階で関係するところの同意を得て添付のうえ申請していただいています。

議長

その他ご質疑ありますか。

(異議なし)

議長

了解いただいたということで次に進みます。

議長

次に協議第 17 号「平成 28 年度南砺市農作業標準料金について」を事務局より説明を求めます。

事務局

＝協議第 17 号について議案書をもとに朗読・説明＝

現在適用しているのは平成 24 年度に改訂して 25～27 年の 3 カ年で適用することとなっています。平成 28 年度は 3 年に一度の改訂の年となっております。この間毎年算定して 5%以上の変動があった場合には改訂を行なうこととしています。

県の試算を参考に調整し策定するもので、適用期間は平成 27 年度分までの 3 カ年となっております。ただし、農作業機械価格等標準料金算定となる事項に著しい変動がある場合は改訂年以外でも改訂することとしております。

議長

何かご質疑ありますか。

片山委員

トラクターなど排ガス規制が導入された。3 カ年の料金表で大丈夫なのか。5%以上の変動があった場合には改訂を行なうようだが、既に 5%を超えている。何かしら明記する必要があるのではないか。

事務局

県農業会議と相談しながら動向をみたいと考えている。

議長

誤解を招かないように適正な表記ができるようにしたい。

梅本委員

表中、備考欄に 30 馬力級、8 条などの表記があるが、示す必要があるのか。表記されることによって固定的なイメージがついてしまうと考えるが。

議長

他市町村の表記も調べて参考にし良い方向を見いだしたいと考えます。

議長

その他ご質疑ありますか。

(異議なし)

議長

了解いただいたということで、次に進みます。

議長

次ぎに協議第 18 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積について」事務局より説明を求めます。

事務局

＝協議第 18 号について議案書をもとに朗読・説明＝

現在、平・上平・利賀について 10 アールと定めています。平成 21 年の農地法の改正により農業委員会が下限面積を定めることが出来るようになり、そのときに 10 アールに定めたものです。農業委員会の適正な事務実施について、農業委員会は毎年この下限面積について設定又は修正の必要性について協議することとなっております。平成 28 年度においても改正しないものとさせていただきたいと考えています。

議長

何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長

了解いただいたということで、次に進みます。

議長

次に報告事項に入ります。

議長

報告第 29 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

＝報告第 29 号について説明＝

今回は 15 件の届出がありました。田 23,230.57 m²、畑 0.00 m²、計 23,230.57 m²です。

受付番号 1 番から 7 番は、一度解約し新たに利用権設定されるものです。

受付番号 8 番、9 番は、農地以外の部分を含んだ設定になっており、この度分筆したため、その農地以外の分を解約するものです。

受付番号 10 番、11 番は、合筆により面積が増えることから、一度解約し改めて設定し直すものです。

受付番号 12 番、13 番は、公共事業により収用され、所有権が変わったことによる解約です。

受付番号 14 番、15 番は、議案第 82 号農地法第 3 条の受付番号 1、2 に関係するものです。

何かご質疑ありますか。

議長

(異議なし)

報告なので、了解いただいたということで次に進みます。

議長

次にその他の案件に入ります。

議長

○次回の委員会 平成 28 年 3 月 30 日 (木) 午後 2 時から

○「平成 27 年度農業委員等研修会」について
3 月 11 日 (金) 午後 1 時 30 分から

○農地参考賃借料について

○南砺市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業について

○「農業委員活動記録」の報告について

その他、何かご質疑はありますか。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

議長

その他、何かご意見はありますか。

議長

(発言なし)

議長

以上をもちまして、南砺市農業委員会第 20 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 4 時 00 分)

議事の正確なるを証して署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長